

## 令和5年度第9回米子市農業委員会総会議事録

|         |                                                                                                                                                                                                                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 招集年月日   | 令和5年12月8日（金）                                                                                                                                                                                                            |
| 招 集 場 所 | 米子市役所401会議室                                                                                                                                                                                                             |
| 開 会     | 午後1時30分                                                                                                                                                                                                                 |
| 出席農業委員  | 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員<br>6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員<br>11番 高橋敦美委員 12番 宅野真二委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員<br>16番 能登路幸輝委員 17番 船越真委員 18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員<br>欠席農業委員 13番 竹中誠一委員 |
| 出席推進委員  | 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員<br>三島通政委員 住田一行委員 大塚清徳委員 福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 矢倉守委員<br>本池実委員 大家保委員 福島公明委員 橋本慎一委員 田中英省委員 高濱健委員                                                                                 |
| 事 務 局   | 日浦事務局長 古橋事務局長補佐 妹尾係長 石田主任 渡邊主事                                                                                                                                                                                          |
| 傍 聴 人   | 無し                                                                                                                                                                                                                      |
| 日 程     | 1 会長あいさつ<br>2 議事録署名委員の指名<br>3 議事<br>（1）農地法各条申請審議等<br>ア 第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について<br>イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について<br>ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について<br>エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について   |

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等  
促進計画に係る意見照会に対する回答について

#### 4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) その他

議事開始 午後2時30分

議長（角会長）

第9回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号17番の舩越委員と議席番号18番の安井委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、竹中委員です。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案別紙の訂正をお願いします。5条許可73番の別紙、3ページの農地区分の根拠について訂正をお願いします。2種農地の根拠として、住宅等が連たんする区域に隣接する区域内にある農地となっていますが、500メートル以内に駅、市町村役場等がある農地に訂正をお願いします。

続きまして、農用地利用集積等促進計画各筆明細の議案の訂正をお願いします。25ページ番号12-29、株式会社シードファームの賃借料ですが、7,000円を2,000円に訂正をお願いします。以上です。

議長（角会長）

それでは審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ、番号44の富益町から5ページ、番号49の上福原について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

3条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。

番号44番の富益町の議案について説明いたします。弓ヶ浜小学校近くにあります畑1筆247平方メートルの農地をこの度合意され売買されるものです。

番号45番の安倍の議案について説明いたします。良善幼稚園近くにありますが畑1筆401平方メートルの農地をこの度合意され売買されるものです。

番号46番の榎原の議案について説明いたします。尚徳小学校から少し南側に離れまして實久神社近くにありますが田1筆495平方メ

ートルの農地をこの度合意され売買されるものです。

番号４７番及び４８番の彦名町の議案について説明いたします。内浜産業道路から中海側で、嘉右衛門川付近にあります畑２筆１，３０５平方メートル、畑１筆４４２平方メートルの農地をこの度合意され、４７番は親子間で贈与、４８番は売買されるものです。

番号４９番の上福原の議案について説明いたします。米子医療センター近くにありますが畑１筆１９７平方メートル、田３筆３６６平方メートル、合計４筆５６３平方メートルの農地をこの度合意され売買されるものです。隣接地で譲受人が小規模多機能型居宅介護の施設を運営しており、農地法施行令第２条第１項第１号ハにより、農地法第３条の不許可の例外として、教育、医療、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人について、農地の取得が認められております。

３条許可案件は以上６件となります。詳細は議案および３条別紙のとおりです。農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（角会長）

番号４４の富益町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

足立農業委員

現地について、１２月１日、木村農業委員、中西推進委員と私で確認しました。場所は、富益医科歯科クリニックの交差点の農免道路を北に７０メートルのところにあります。譲受人は現地に隣接する農地でビニールハウス２棟を持ち、小松菜、春菊等、野菜全般を栽培しています。今年７月ごろ、前契約の満了に伴い、所有者に返還された現地について、隣接地を耕作していることから、相談を持ちかけ合意に至ったものです。許可については問題はないと考えます。

議長（角会長）

番号４５の安倍について、担当委員さんから補足があればお願いします。

#### 三島推進委員

現地調査は１２月１日、泉農業委員と私、三島で行いました。現地は譲受人の自宅の進入路の隣接地にあります。譲受人は老後の生きがいとして夫婦で野菜作りを営んでおり、許可については問題ないと考えます。よろしくお願いします。

#### 議長（角会長）

番号４６の榎原について、担当委員さんから補足があればお願いします。

#### 大塚推進委員

現地調査は１２月４日、田子農業委員と事務局と私の３人で行いました。場所は譲受人の自宅のすぐ裏、３０メートル位のところです。現在は遊休農地に近い状況ですが、ここで野菜を作りたいとのことでこの度、売買されるものです。許可については問題ないと考えます。よろしくお願いします。

#### 議長（角会長）

番号４７と４８の彦名町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

#### 高尾推進委員

現地調査は12月4日、公本農業委員と私、高尾で行いました。47番については、譲受人は譲渡人の息子さんで、お母さんはネギづくりをされています。息子さんはそれを手伝っておられます。

48番については47番に隣接した農地で、現在、譲渡人から借りて耕作されています。許可については問題ないと考えます。よろしくをお願いします。

議長（角会長）

番号49の上福原について、担当委員さんから補足があればお願いします。

船越農業委員

11月30日に影嶋推進委員と私で現地調査を行いました。場所は県道皆生車尾線から西に一本入ったところで、ガーデンコートの入口にある、社会福祉法人真誠会さんが経営する小規模多機能型居宅介護施設の隣接地にある、田3筆、畑1筆、合計563平方メートルの農地を取得されるものです。農地法第3条の不許可の例外として、教育、医療、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人について、農地の取得が認められております。施設に聞いたところ、通所者のリハビリの一環としてサツマイモをつくってもらう計画とのことで、小型耕運機を購入予定とのことです。許可については問題ないと考えます。よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、6 ページ、議案第 2 号をお願いします。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第 7 条第 2 項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは 7 ページ、番号 2 の石井について、関連案件である 10 ページの番号 69 から 71 の農地法第 5 条の転用許可案件と併せて審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 福長推進委員

4 条 2 番と 5 条 69 番から 71 番について、同じ場所で関連しているため、一括して説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅及び進入路を計画したものです。11 月 30 日に岩佐委員、事務局 3 人で現地確認を行いました。造成計画は、最高 70 センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等について、一部 L 型擁壁を設置します。雨水の排水について、自然流下後、設置する新設側溝を経由して既設道路側溝に流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。雨水の排水については管理の自治会の同意を確認しております。土地改良区の該当、隣接農地は有りません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第 3 種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。以上で説明を終わります。

#### 議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号 3 の淀江町西原について、関連案件である、11 ページの番号 76 の農地法第 5 条の転用許可案件と併せて審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 橋本推進委員

4条3番と5条76番について、同じ場所に関連しているため、一括して説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、画面に出ているとおり5条76番は駐車場を計画したものです。4条3番は譲渡人の所有する道路の拡張を計画したものです。12月8日関本農業委員、12月1日に橋本推進委員が現地確認を行いました。被害防除計画について説明します。

4条3番は、造成計画については最高2センチメートルの盛土造成を行います。その他、アスファルト舗装を行います。雨水の排水については、自然流下後、既設側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。

5条76番は、造成計画については、造成はせず、現状のまま利用します。擁壁として高さ20センチメートルのコンクリートブロックを2段設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。4条3番、5条76番ともに実行組合の同意を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

#### 議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、8ページ、議案第3号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは9ページ、番号68の奈喜良について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 岩佐農業委員

68番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については先ほど現地調査で見てもらったとおりです。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。11月30日に福長推進委員、事務局と私の3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.5メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意を確認しております。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について放棄地が解消され、問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

#### 議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号69から番号71については先ほどご審議いただきましたので、次は、10ページ、番号72の観音寺について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 廣東推進委員

72番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。12月2日に舩越農業委員と、現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成計画はせず、現状のまま利用いたします。1.5メートルの緩衝地の設置を設けます。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽で処理し浸透枡から地下浸透で問題ありません。実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありま

せん。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして11ページ、番号73の両三柳について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄推進委員

73番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、サッカー練習場を計画したものです。12月4日に泉委員と、現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成計画は、最高60センチメートルの盛土造成を行います。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認を確認しております。農地区分は、500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして番号74の浦津について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 福田推進委員

続いて74番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。12月5日に能登路農業委員、宅野農業委員と現地確認を行いました。造成計画は、最高30センチメートルの盛土造成を行います。流出防止措置として土羽打ちを実施します。雨水の排水について、既設の道路側溝に流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

#### 議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして番号75の淀江町小波について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 高濱推進委員

続いて75番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、駐

車場を計画したものです。１２月１日に木下委員と現地確認を行いました。造成計画は、造成はせず、現状のまま利用します。擁壁としてコンクリートブロック高さ１２０センチメートルを２段設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意、淀江白浜土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち２種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で５００メートル以内に２つ以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第３種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

番号７６については先ほどご審議いただきましたので、農地法第５条転用許可案件については以上となります。

続いて、１２ページ、議案第４号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、１５ページ番号１２－１から１７ページ番号１２－８－２まで一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

１５ページ番号１２－１から１５ページ番号１２－３は新規設定です。

１５ページ番号１２－４から１７ページ番号１２－８－２は再設定です。

ご審議よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますとまず、１５ページ番号１２－１から１６ページ番号１２－７までを採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。採決したいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、１６ページの番号１２－８－１と１７ページの番号１２－８－２について採決したいと思います。これについては、関係者の能登路委員は、議事に参与できません。

そうしますと採決したいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、１９ページ、議案第５号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき意見を求めます。それでは、２０ページ番号１２－１から２７ページ番号１２－３９までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。２０ページ番号１２－１から２７ページ番号１２－３９は、近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

そうしますと、採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。

事務局から報告してください。

事務局（古橋事務局長補佐）

報告いたします。

30ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

31ページから32ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、9件を受理しています。

次に、33ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、5件を受理しています。

次に、34ページの非農地現況証明について、3件を証明しています。

次に、35ページから36ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、2件を回答しています。

次に、37ページの農地転用現況確認書交付について、3件を交付しています。

次に、38ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、3件証明しています。

報告は以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

関本農業委員

遅くなり申し訳ないですが、後学のために教えてください。5条73番のサッカー練習場の案件ですが、この土地はどういう扱いになるんですか。

事務局（石田主任）

転用後は雑種地ということになります。

事務局（日浦事務局長）

お子さんがサッカークラブのユースの選手と聞いております。その練習のためにサッカー練習場に転用するそうです。

関本農業委員

分かりました。

議長（角会長）

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（古橋事務局長補佐）

1月10日（水）市役所 4階401会議室におきまして、1月定例総会を開催予定としております。

次に、12月の農地相談会予定ですが、12月12日（火）午後2時から五千石公民館、12月14日（木）午後2時から市役所の淀江支所で開催予定としております。

次に、12月14日にコンベンションセンターで農業会議主催の特別研修会がございますが、参加申し込みをされた委員さんは、よろしくお願いします。

私からは以上です

議長（角会長）

そういたしますと、これを持ちまして、第9回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後3時23分